

地方公共団体コード						表番号	
1	2	3	0	0	0	7	8
				6		6	1

## 9 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

区 分	列 番 号	(1)
	行 番 号	数 量 ・ 件 数
	9	12
引 取 数 量 ①	0 1 0	2,116,564 <sup>(k)</sup>
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②	0 2 0	261,567 <sup>(k)</sup>
差 引 ①-② ③	0 3 0	1,854,997 <sup>(k)</sup>
欠 減 量	特 約 業 者 1/100	17,923 <sup>(k)</sup>
	元 売 業 者 0.3/100	188 <sup>(k)</sup>
	計 ④	18,111 <sup>(k)</sup>
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤	0 7 0	1,836,886 <sup>(k)</sup>
申 告	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 ( 法 1 4 4 の 2 ③ )	0 8 0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0 9 0
納 付 等	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 ( 法 1 4 4 の 2 ④ )	1 0 0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 1 0
の 分	炭 化 水 素 油 の 消 費 量 ( 法 1 4 4 の 2 ⑤ )	1 2 0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 3 0
の 分	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量 ( 法 1 4 4 の 3 ① V )	1 4 0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 5 0
の 分	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 輸 入 量 ( 法 1 4 4 の 3 ① VI )	1 6 0
	そ の 他	1 7 0
の 分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 8 0
	計 ⑥	4,115 <sup>(k)</sup>
の 分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量 の 計 ⑦	805 <sup>(k)</sup>
	課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	2 1 0
合 計 ⑤+⑧	2 2 0	1,840,196 <sup>(k)</sup>

区 分	列 番 号	(1)		
	行 番 号	数 量 ・ 件 数		
	9	12		
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	2 3 0	1 <sup>(件)</sup>
		登 録 数	2 4 0	19
		事 務 所 等 の 数	2 5 0	61
特 約 業 者	計	本 店 の 数	2 6 0	191
		登 録 数	2 7 0	338
		事 務 所 等 の 数	2 8 0	1,007
仮 特 約 業 者	計	本 店 の 数	2 9 0	192
		登 録 数	3 0 0	357
		事 務 所 等 の 数	3 1 0	1,068
そ の 他 の 者	計	本 店 の 数	3 2 0	0
		事 務 所 等 の 数	3 3 0	0
の 分	計	本 店 の 数	3 4 0	0
		事 務 所 等 の 数	3 5 0	0

- (注) 1 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう(法144の14③)。
- 2 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)、元売業者の自己消費(法144の3①II)、免税軽油の譲渡(法144の3①III)、免税軽油の用途外使用(法144の3①IV)によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の2②④(法144の2⑤⑤の準用含む))により課税された軽油の合計数量をいう。
- 3 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)及び元売業者の自己消費(法144の3①II)によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。

地方公共団体コード						表番号		
1	2	3	0	0	0	6	7	9
	2	3	0	0	0	6	6	2

(2) 課税免除措置の対象となる  
軽油に関する調



区 分	列 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 数 等  ①	数 量 ( k l )  ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
				件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )
9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61
法 第 百 四 十 四 条 の 五 関 係	輸出	0 1 0	8	8,491	0	0	0	0	0	0	0
	外国船籍の船舶の船用用品	0 2 0									
	その他	0 3 0	8	8,491							
	課税済み	0 4 0	130	185,507							
	小計 ㉔	0 5 0	138	193,998	0	0	0	0	0	0	0
の 法 第 百 四 十 四 条 関 係	石油化学製品製造業	0 6 0	1	72	0	0	0	0	0	0	0
	エチレン等の原料の用途	0 7 0	1	72							
	ポリプロピレンの製造工程等	0 8 0									
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項 関 係	船舶	0 9 0	1,600	29,342	62	5,798	0	0	0	0	0
	漁船	1 0 0	843	17,898	6	66					
	自衛隊	1 1 0		1,190							
	海上保安庁	1 2 0	3	488							
	その他	1 3 0	754	9,766	56	5,732					

地方公共団体コード						表番号	
1	2	3	0	0	0	7	9
	2	3	0	0	6	6	2

(2) 課税免除措置の対象となる  
軽油に関する調  
(つづき)



区 分		列 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 数 等  ①	数 量 ( k l )  ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
					件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )
		9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57 61
法 附 則 第 十 二 条 の 七 第 一 項	第 二 係 号	自衛隊 (機械等)	1 4 0	2	92							
		オーストラリア軍隊 (機械等)	1 5 0									
第 三 係 号	第 三 号 開 係	鉄道事業	1 6 0	8	8,126	33	987					
		軌道事業	1 7 0		69							
		専用の鉄道を設置する者	1 8 0	4	1,668							
		専用側線において車両の入換作業を営む者	1 9 0	1	7	1	26					
第 四 係 号	第 四 号 開 係	農業等	2 0 0	461	2,689	38	58	0	0	0	0	0
		国	2 1 0									
		地方公共団体	2 2 0	8	44							
		委託を受けて農作業を行う者	2 3 0	2	62	1	2					
		農地の造成又は改良を主たる業務とする者	2 4 0									
		その他	2 5 0	451	2,583	37	56					
		林業等	2 6 0	11	407	0	0	0	0	0	0	0
		国	2 7 0									
		地方公共団体	2 8 0									
		素材生産業を営む者	2 9 0	11	407							
その他	3 0 0											

地方公共団体コード						表番号		
1	2	3	0	0	0	6	7	9
	2						6	2

(2) 課税免除措置の対象となる  
軽油に関する調  
(つづき)

→

区 分		列 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
		行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 数 等	数 量 ( k l )	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発		
			①	②	件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )	
		9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57 61	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号 関 係	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	3 1 0	29	1,009	12	6						
		生コンクリート製造業	3 2 0										
		鉱物の掘採事業	3 3 0	70	10,237	53	2,333						
		とび・土工事業	3 4 0	57	3,497	6	43						
		鉱さいパラス製造業	3 5 0	1	354								
		港湾運送業	3 6 0	53	8,390								
		倉庫業	3 7 0	33	503								
		鉄道貨物利用運送事業	3 8 0	2	6								

地方公共団体コード						表番号		
1	2	3	0	0	0	6	7	9
	2	3	0	0	0	6	6	2

(2) 課税免除措置の対象となる  
軽油に関する調  
(つづき)



区 分	列 番 号		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 数 等	数 量 ( k l )	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発		
				件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )	件 数	税 額 ( 千 円 )	
9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号 関 係	鉄道貨物積卸業	3 9 0	1	81							
		航空運送サービス業	4 0 0	10	621							
		廃棄物処理事業	4 1 0	11	70	0	0	0	0	0	0	0
		地方公共団体	4 2 0	7	49							
		地方公共団体の長の許可等を受けた者	4 3 0	4	21							
		国土交通大臣の許可を受けた者	4 4 0									
		木材加工業	4 5 0	23	239	8	23					
		木材市場業	4 6 0	14	74							
		堆肥製造業	4 7 0	1	7							
		索道事業	4 8 0	1	7							
小計 ⑧	4 9 0	2,394	67,567	213	9,274	0	0	0	0	0	0	
法附則第十二条の二の七第五項関係 ⑨	5 0 0											
法附則第十二条の二の七第六項関係 ⑩	5 1 0											
法附則第十二条の二の七第七項関係 ⑪	5 2 0											
アメリカ合衆国軍隊関係 ⑫	5 3 0	1	2									
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ⑬	5 4 0											
合計 ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬	5 5 0	2,533	261,567	213	9,274	0	0	0	0	0	0	